

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和50年4月5日、資格喪失日は53年10月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和50年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から51年6月までは6万8,000円、同年7月から同年9月までは8万円、同年10月から53年9月までは7万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月5日から53年10月まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和50年4月5日から53年10月まで勤務しており、保管している自身の年金手帳にもその旨が記されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の元同僚に係る雇用保険の記録並びに複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、年金手帳の厚生年金保険の記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）を見ると、昭和50年4月5日を資格取得日として、A社において年金手帳の厚生年金保険の記号番号（以下「記号番号」という。）が申立人に払い出されているところ、申立人は、当該記号番号が印字された年金手帳を所持しており、当該年金手帳を見ると、厚生年金保険の記録を記入する欄に、同社において、同年4月5日から53年10月まで被保険者となっている旨が記されている。

さらに、オンライン記録によると、A社は、昭和52年4月1日に2人が被

保険者資格を喪失した時点において被保険者数が0人となり、同日以降、新たに被保険者資格を取得している者がいない期間が1年半も経過した後の53年10月26日に全喪しているところ、当該全喪日は、申立人に係る雇用保険の記録における離職日と符合している。

これらの事情を踏まえると、申立人は、前述の年金手帳及び払出簿に記されている資格取得日の昭和50年4月5日から、当該離職日と同日の53年10月25日までの期間について、A社における厚生年金保険の被保険者であったと考えるのが妥当である。

一方、健保記号番号順索引簿によると、A社における元同僚の記録及び前述の払出簿から推測される、申立人に係る健保記号番号は欠番となっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、当該健保記号番号に当たる被保険者原票は見当たらない。

また、申立人に係る上記の事情について、日本年金機構B事務センターは、「申立人の被保険者原票が見当たらない理由は不明であるが、被保険者資格の取得を取り消した場合、被保険者原票は、マイクロフィルム化されておらず確認することができない。また、一般的に、新規に被保険者資格を取得した者について、当該被保険者資格の取得取消届の受理に当たっては、新規に交付した年金手帳を回収し、払出簿の当該記号番号欄には『取得取消』の記載をする取扱いであった。」旨回答しているところ、前述のとおり、払出簿の申立人の欄には、取得取消しがなされた事跡は見当たらない上、申立人が当該記号番号の年金手帳を所持していることを踏まえると、申立人について、被保険者資格の取得取消しがなされたとは考え難いことから、申立人の被保険者原票が見当たらないことについて、申立期間当時、社会保険事務所（当時）は、A社における申立人に係る記録の管理を適切に行っていなかったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和50年4月5日、喪失日は53年10月26日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者原票において、申立人と同年齢で、同時期に被保険者資格を取得している元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和50年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から51年6月までは6万8,000円、同年7月から同年9月までは8万円、同年10月から53年9月までは7万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年3月は36万円、同年4月から同年10月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る標準賞与額の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月1日から同年11月13日まで  
② 平成16年7月23日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、申立期間①の標準報酬月額が、実際に支給されていた額よりも低い額で記録されていること、及び申立期間②に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②に係る給与明細書、賞与明細書及び預金通帳の写しを提出するので、当該期間の記録をそれぞれ訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している旨、また、申立期間②については標準賞与額の記録が無い旨をそれぞれ申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額又は標準

賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、平成16年3月は36万円、同年4月から同年10月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②については、申立人から提出された賞与明細書、給与明細書及び預金通帳の写しから判断すると、申立人は、申立期間②に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、特例法に基づき、前述の賞与明細書に記されている賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、事業主に照会したものの、回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15167

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月10日から同年12月20日まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の被保険者記録が無いことが分かった。

A社には、B社を辞めて間もなく入社し、C組織に勤務し始める少し前まで勤務していた。

申立期間の厚生年金保険料控除についての明確な記憶は無いが、A社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の申立期間当時の業務内容、所在地及び事業主の姓が、同社に係る商業登記簿謄本の記載内容とそれぞれ符合すること、及びD共済組合から提出された申立人に係る履歴証明書から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、前述の商業登記簿謄本によると、A社は昭和49年に解散しており、同社の元事業主は連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、前述の商業登記簿謄本に記されている前述の元事業主を含む役員と同姓同名の被保険者については、いずれの者も、申立期間及びそれ以前の期間において、厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、連絡先が不明のため、申立期間当時のA社における厚生年金保険料控除の状況について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。